

平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆さまへ（お知らせ）

まだ手続きされていない支援制度がございましたら、お問い合わせください。

《笠岡市関係》※金額等は，9月10日現在です。

項 目	支援内容	問合せ先																		
り災届出証明・り災証明	公的支援の手続きや保険請求のため，り災届出証明やり災証明が必要になる場合があります。申請の受付場所は，市役所地域福祉課，または吉田文化会館です。																			
災害見舞金（住家に限る）	被災状況の認定後，順次配布しています。 全壊 3万円，半壊 2万円，床上浸水 1万円																			
生活支援 義援金	被災状況の認定後，順次配布しています。	地域福祉課 69-2133																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>一次配分</th> <th>二次配分</th> <th>三次配分</th> <th>配布件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊死亡</td> <td>8万円</td> <td>40万円</td> <td>48万円</td> <td rowspan="3">322件</td> </tr> <tr> <td>半壊床上浸水</td> <td>4万円</td> <td>20万円</td> <td>24万円</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>1万円</td> <td>5万円</td> <td>6万円</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	一次配分	二次配分	三次配分	配布件数	全壊死亡	8万円	40万円	48万円	322件	半壊床上浸水	4万円	20万円	24万円	床下浸水	1万円	5万円	6万円
	種 別		一次配分	二次配分	三次配分	配布件数														
	全壊死亡		8万円	40万円	48万円	322件														
半壊床上浸水	4万円	20万円	24万円																	
床下浸水	1万円	5万円	6万円																	
※今後も順次，追加配分の予定です。																				
被災者生活再建支援金	住家の被害の程度により該当する場合があります。 ・全壊（2人以上世帯） 100万円 ・全壊（1人世帯） 75万円 ・大規模半壊（2人以上世帯） 50万円 ・大規模半壊（1人世帯） 37万5千円 ※解体や建替え，補修の場合，加算があります。																			
資金貸付（災害援護資金）	家財の3分の1以上の被害の方などに，350万円を限度に貸し付け。	地域福祉課 69-2318																		
ボランティア	住家の被災による，清掃や片付けのボランティア派遣の相談を受けます。	社会福祉協議会 62-3507																		
民間ボランティア	ボランティアに関する相談を受けます。	災害支援・アット笠岡 080-8984-1262																		

住宅・環境	被災住宅の応急修理	住家の被害が半壊以上の方。日常生活に最小限必要な部分を応急修理します。畳や建具は可能ですが、家財等には使えません。限度額は58万4千円。	都市計画課 69-2141
	住家の解体・宅地内の土砂撤去【新規】	被災者から事業者に依頼して既に工事を完了した方、または事業者に依頼したいがまだ工事の発注をしていない方への補助制度です。 り災証明、現場写真をご用意のうえ、まずご相談ください。すでに工事が完了された方は、工事関係書類（明細・領収書等）、預金通帳もお持ちください。 *10月1日から受付予定	危機管理課 69-2222
	災害廃棄物（家庭ゴミ）	通常の家庭ゴミと同様に、燃えるゴミは里庄清掃工場、燃えないゴミは資源化センターへ持ち込んでいただきます（事前に環境課へ申し込みが必要です）。処分料は無料です。	環境課 62-3805
税金・保険	○市県民税・国民健康保険税・ ○後期高齢者医療保険料・介護保険料	床上浸水以上の被害の方、被害に応じて減額されます。	税務課 69-2116
	国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金	住家の被害が半壊・床上浸水以上の方、自己負担額の猶予や免除があります。医療機関窓口でお申し出ください。	市民課 69-2130
	介護保険の一部負担金	住家の被害が半壊・床上浸水以上の方、介護サービス事業所などの自己負担額の猶予や免除があります。利用施設の窓口でお申し出ください。	長寿支援課 69-2139
福祉・保育	生涯福祉サービス・障害児通所支援一部負担金	住家の被害が半壊・床上浸水以上の方、サービス利用時の自己負担額の猶予や免除があります。申請は必要ありません。	地域福祉課 69-2133
	保育料（保育所・幼稚園・認定こども園）	住家の被害が床上浸水以上の方、損害の程度に応じて保育料の減免（40%または60%）があります。	こども育成課 69-1011
手数料等	住民票・印鑑証明などの手数料	被災による手続きで必要になった、住民票や印鑑証明などの手数料を免除します。	市民課 69-2128
	市税等の証明手数料	被災による手続きで必要になった、市税等の証明手数料を免除します。	税務課 69-2116

商 工 業	事業者り災届出証明・り災証明	公的支援の手続きや保険請求のため、り災届出証明やり災証明が必要になる場合があります。	商工観光課 69-1188
	セーフティネット保証4号認定	中小企業庁では、災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット4号指定を行っています。笠岡市については、この度の豪雨災害により対象地域に指定されております。	商工観光課 69-1188
	中小企業等災害資金の利子補給【新規】	岡山県危機対策資金，日本政策金融公庫災害復旧貸付，商工組合中央公庫災害復旧資金の融資を受けた中小企業者の貸付利子の一部を補給します。	商工観光課 69-1188
農 漁 業	農漁者り災届出証明・り災証明	公的支援の手続きや保険請求のため、り災届出証明やり災証明が必要になる場合があります。	農政水産課 69-2143
	被災農業者特別利子助成事業 (日本政策金融公庫)	農林漁業セーフティネット資金，農業経営基盤強化資金（スーパーL資金），経営体育成強化資金，農林漁業施設資金，農業基盤整備資金，農業近代化資金について金利負担軽減措置として貸付当初5年間実質無利子化（最大2%の引下げ）されます。 また，上記の一部の資金については，借入限度額の引上げなど借入条件の一部が緩和されています。 市役所農政水産課は相談窓口です。	農政水産課 69-2143
	被災者農業者向け経営体育成支援事業【新規】	農産物の生産・加工に必要な施設や農業用・加工用機械の修繕・取得にかかる費用，農産物の生産に必要な施設の撤去費用について助成します。	農政水産課 69-2143

《岡山県関係》

	項 目	支援内容	問合せ先
県 税	申告・納付などの期限延長	期限を延長します。	備中県民局 税務部 086- 434-7012
	減免	個人事業税・不動産取得税・自動車取得税・自動車税などが，軽減または免除される場合があります。	

貸付	母子父子寡婦 福祉資金貸付 金	貸付を受けている方の支払い猶予	備中県民局 健康福祉部 086- 434-7023
商工業	中小企業等グ ループ補助金	中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。	産業労働部 事業者復興 支援室 086- 226-7924
	危機対策資金	中小企業向け融資。融資の保証料は無料です。	産業労働部 経営支援課 086- 226-7361

《国関係》

項 目	支援内容	問合せ先
商工業	ものづくり・ 商業・サービ ス経営力向上 支援事業	笠岡商工会 議所 63-1151
	被災地域販路 開拓支援事業 (小規模事業 者「持続化補 助金」)	

中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。
(公募期間：平成 30 年 9 月 10 日まで)

影響（間接被害を含む）を受けた小規模事業者が商工会議所等と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用の一部を支援します。

第 2 次締切 平成 30 年 10 月 5 日

※ 笠岡市の市外局番は『0865』です。

※ 農漁業・商工業関係の支援制度につきましては、掲載している制度以外にもありますので、遠慮なく担当課へご相談ください。